

議会運営委員会審査日程

日時：令和5年6月13日（火）

午前10時00分

場所：議事堂大会議室

1. 開会
2. オンライン質問に関する取手市議会会議規則の改正（案）について
3. 議員の請負状況の公表に関する条例施行規程（案）について
4. 令和5年第1回意見交換会時のご意見・ご要望について
5. その他
6. 閉会

提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にはいない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。<u>ただし、第63条の2第1項の規定により質問する場合(質問の順序に当たっても質問しないときを除く。)</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>第63条 (略)</p> <p><u>(オンライン会議システムを活用した質問)</u></p> <p><u>第63条の2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第62条第1項又は前条第1項の規定による質問をすることができる。</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第63条 (略)</p>

2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

3 議員がオンライン会議システムを活用して質問する場合における第50条第1項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第63条の3及び第63条の4（略）

第63条の2及び第63条の3（略）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、当該訂正の内容を明確にして訂正しなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び次条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議会事務局において、次に掲げる日及び時間にすることができる。

(1) 閲覧をすることができる日 取手市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（次条において「休日」という。）を除いた日

(2) 閲覧をすることができる時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要と認めるときは、閲覧をすることができる場所並びに閲覧をすることができる日及び時間を臨時に変更することができる。

3 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、閲覧場所から持ち出すことができない。

4 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員

請負状況等報告書

取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務，物件等	契約金額 (単価契約である 場合はその旨)	前年度（会計年度）に 支払を受けた額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

支払を受けた総額	円
----------	---

備考 契約金額及び支払を受けた額の欄は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員

訂正届

取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

【議会運営委員会】 令和5年13日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	回答
1	<p>議会を身近に感じさせることが必要。議会の広報の内容が難しくて読む気がしない。具体的に端的に伝えてほしい。</p> <p>そもそも議員の日々の活動が見えない、毎日何をやっているのか。各議員の成績表などが必要ではないか。 1年ごとに各議員が何をやってきたかを発表する全員発表の機会を作ればどうか。 政治に興味を持てるようになり、信頼が変われば投票率にも影響する。</p> <p>広報の活動が足りていない。やっていると言うかもしれないが、市民に届いていない。 議員が日々こういう仕事をしているんだという行動が必要（学校などに向いて報告・発表する等、興味を持ってもらう。）</p> <p>議会がもっと議論の場になり、市民が関心を持てるようにすべき。</p>	
2	<p>若い世代は政治に入り難いと考える。学校では公民の授業でしか学べず、内容も難しく感じる。『政治とはこうだ』というような内容などが具体的に示され、周知が徹底されると若い世代が政治参加し易くなり、投票率向上につながるのではないか。</p>	
3	<p>戸頭北保育所の廃止は地域にとっても大きな問題であったが、廃止を決めた後にパブコメで意見を聞き、一方的に答えたのみ。自治会、町会も含め地域住民に何ら説明もなく実行した。こうした進め方に問題がある。市議会としても進め方に異議を唱えてほしい。大きな課題を進める際、決める前に取手市も、市議会も今日のような話し合いの場を開いてほしい。</p>	
4	<p>議員のなり手不足解消のため、専業で議員活動できるように議員報酬アップも検討してみてはどうか。</p>	
5	<p>本日のような対話の機会が沢山あれば、市民の意識も高まり、投票につながるのではないか。</p>	